



進路指導の手引き



令和8年3月

群馬県立富岡特別支援学校

【目次】

1	本校の進路指導	
(1)	本校のキャリア教育	2
①	小学部のキャリア教育	
②	中学部のキャリア教育	
③	高等部のキャリア教育	
④	医療的ケアを必要とする児童生徒のキャリア教育	
(2)	キャリア教育全体計画	7
(3)	進路関係行事	8
2	高等部の進路指導	
(1)	進路決定までの流れ	11
(2)	就業体験（校内実習）	12
(3)	就業体験（現場実習）	12
(4)	就労選択支援	13
3	卒業後の進路先	
(1)	福祉サービス事業所	14
(2)	一般企業	18
(3)	進学	19
4	その他	
(1)	卒業後の支援（関係機関含む）	20
(2)	障害福祉サービス	22
(3)	各種手当、障害基礎年金	25
(4)	成年後見制度	27
(5)	その他	28

Ⅰ 本校の進路指導

(Ⅰ) 本校のキャリア教育

本校では、小学部・中学部・高等部それぞれの発達段階に応じたキャリア教育を行っています。

小学部（小学校）、中学部（中学校）、高等部の12年間の日々の学校生活全体の中で学んできていることの一つ一つが将来につながっていて、実はキャリア教育は身近なものです。得意なことをさらに伸ばしたり、できることを徐々に増やしたりして可能性や選択肢を増やしていく。そういった中で自立や自己実現を目指しています。

特別支援学校高等部卒業後の進路というと、小学部や中学部の保護者の方は、まだ先の話と感じられるかもしれません。また、「小・中学部のうちに何をすればよいのか分からない」とお困りの方もいると思います。しかし、実は小・中学部のうちからの小さなことの積み重ねが大切なのです。「日々の生活習慣（早寝、早起き、朝ご飯）の確立」や「挨拶」、「手伝い」、「日々の運動」なども将来につながる立派な学びとなります。また、高等部に向けて、自力通学に挑戦することも将来の選択肢を広げることに繋がります。是非、ご家庭でも意識していただけたらと思います。

本校のキャリア教育の目標

将来の積極的な社会参加に向けて
児童生徒のもてる力を最大限に引き出し
一人一人のキャリア発達を促すことで
主体的に夢と希望をかなえられるよう支援する。

①小学部のキャリア教育について

小学部では、児童一人一人の発達段階に応じて、学校生活全般を通してキャリア教育に取り組んでいます。キャリア教育の目標は、「様々な学習活動を通して、基本的な生活習慣や最後までやり遂げる力、自分で物事に取り組もうとする意欲を育み、児童同士の関わりの中で人間関係を広げていく。」としています。この目標に向かって、小学部で取り組んでいる学習の一部を紹介します。

自分と他者を区別できる

毎日行う朝の会では、一人一人名前を呼ばれ返事をする場面を設定しています。自分の名前を呼ばれたり、友達の名前を聴いたりすることで、自分や友達のことを意識できるようになります。毎日の生活や学習の中で、友達と関わる場面を意図的に設定しています。



自分なりの方法で、自分の思いを周りに伝えようとする

毎日の生活や授業の中で、コミュニケーション能力を育てるために、児童の実態に合わせ、言葉だけでなく、身振りや簡単なハンドサインなどを使って思いを伝える場面を設定しています。写真は、ハロウィンイベントで教頭先生に「お菓子をください。」とお願いしている場面です。

困っていることを態度で示す

カーテンの中で着替えを行っている途中で、何か困ってしまった時にベルを鳴らして教師に知らせる学習に取り組んでいる児童がいます。困っていることを知らせると、周りの人たちに助けをもらえるという経験を積み重ねることを大切にしています。



自分の仕事をやり通そうとする

毎日、廊下の雑巾がけに取り組んでいる児童がいます。児童の好きなキャラクターを使って、見通しをもちながら楽しく取り組めるよう教材を工夫しています。途中で疲れてしまっても、汽車のイラストを貼るのを励みに、目標の三往復をすることができるようになりました。

② 中学部のキャリア教育について

中学部のキャリア教育の目標は、「様々な学習活動(絹文化の学習を含む)を通して、目標に向かって粘り強く、意欲的に取り組む姿勢や体力を育み、役割を果たし、友達と協力してやり遂げる経験を積んでいく。」としています。将来の社会的自立に向け、必要となる基本的な能力や態度を育てるという視点で、学校生活全般を通してキャリア教育を行っています。

作業学習では、様々な作業を通して挨拶や報告の仕方など、将来働く上で必要となってくる基礎的な習慣や態度を身に付けることに重点的に取り組んでいます。学習発表会での販売では、実際に自分たちが作ったものをお客様に購入していただき、喜んでもらったことで、これまで以上に集中して作業に取り組んだり、製品を作る時に配色を工夫したりする姿が見られています。

総合的な学習の時間では、地域の産業に関わる学習として絹について学習しています。実際に自分たちで蚕を飼育し、収繭、糸取りまでを行い、取れた生糸を染めてコースターに仕上げます。この学習では、絹への関心を高めるだけでなく、他者との協働にも重点を置いて取り組んでいます。



販売の様子



給与支給



金銭の使用方法を学習



蚕の飼育



糸取り



コースターづくり

③高等部のキャリア教育について

高等部のキャリア教育の目標は、「様々な学習活動（絹文化の学習を含む）を通して、自己理解・他者理解を進め、目標をもって取り組んだり、自ら考え選択したりしていくことで、社会的自立を目指す。」としています。高等部では、特別活動（ホームルーム活動）を中心に各教科や生活単元学習、作業学習などを通じてキャリア教育を進めています。各教科等でのキャリア教育の取組の一例を紹介します。

○特別活動（ホームルーム活動）

「キャリアパスポート」を通して、自身の学びや成長を振り返ります。自分のよいところや苦手なところなどに教師や生徒同士の対話から気づき、自己理解を深めます。

○英語や国語

言語活動を通してコミュニケーション力を養います。

○数学

金銭の計算や時計の学習などを通して、自立して生活するために必要な力を身に付けます。

○音楽や美術

表現を通して感性を育み、情操を豊かにし、余暇の充実にもつなげます。



○保健体育

働くために必要な体力や、ルールを守り、他者と協力する姿勢を養います。

○生活単元学習

将来の社会生活に必要な情報を得て、目標をもって取り組んだり、自ら考え選択したりし、主体的、創造的な学習をします。

○作業学習

働くために必要な態度や技能を身に付けます。



④医療的ケアを必要とする児童生徒のキャリア教育について

医療的ケアを必要とする児童生徒たちも、将来家庭だけでなく、様々な支援者から多くの支援を受けて生活をするのが考えられます。家庭以外の場所で過ごすことも必要となってくるため、様々な人に自分のことを知ってもらい、活動の場を増やしていくことが大切になってきます。そのために、学校では、担任などの身近な人からの関わりを受け止め、徐々に担任以外の人との関わりも受け止めることができるように、様々な職員に関わってもらったり、他のクラスの友達と交流したりする機会を設けるようにしています。

学習内容としては、自立活動を中心に取り組んでいます。家庭や医療との連携をもとに、安定した呼吸状態や生活リズムで過ごせるように、学習環境を整えています。教師と一緒に手足を動かして活動したり教材に触れたりする中で、興味をもてる活動を見付けられるようにしています。また、教師や友達とのコミュニケーションの中で、表情や身体の動きなどを受け止め、気持ちを読み取るようにしています。

学習の途中で医療的ケアが必要になった時には、学校看護師が支援をします。学校看護師は、常に児童生徒の心に寄り添う医療的ケアを行っています。吸引が必要になった場合には、ちょうどよいタイミングを確認し、「吸引しましょうね。」などの言葉かけをしてから吸引を行うなど、安心してケアを受けることができるようにしています。このような支援者との関わりの積み重ねが、他者への信頼感や自己肯定感を育てることにもつながるのではないかと考えています。

支援を受けながら自分らしく生きていく力が育つように、そして、将来多くの人に囲まれ、安心して自分らしく過ごしていることを願い、様々な学習活動を通して学びを積み重ねています。



(2) キャリア教育全体計画

児童生徒
保護者の願い

学校教育目標	
心身ともに健康で、人と調和でき、もてる力を最大限に発揮して、積極的に社会参加できる児童生徒を育成する。	
目指す児童生徒像	
・明るく元気な児童生徒 ・自分から取り組む児童生徒 ・みんなと協力する児童生徒 ・精一杯頑張る児童生徒	
教育方針	
「いつも子どもを真ん中に」「いのち 輝け」「夢と希望を叶えよう」	

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
教育委員会の方針

各学部の目指す姿	
小学部: ①明るく元気に生活できる児童 ②すすんで係活動ができる児童 ③みんなとなかよくできる児童 ④最後までがんばる児童	中学部: ①健康で明るく生活できる生徒 ②学習や作業に意欲的に取り組める生徒 ③自分の役割を果たし友達と協力できる生徒 ④目標に向かい粘り強く取り組める生徒
高等部: ①健康で前向きな生徒 ②自ら考え、判断し、進んで学習に取り組む生徒 ③ルールを守り、協働できる生徒 ④目標をもち、最後までやり遂げる生徒	

入学前		キャリア教育の全体目標			卒業後	
幼稚園・保育園・こども園との連携等	将来の積極的な社会参加に向けて、児童生徒のもてる力を最大限に引き出し、一人一人のキャリア発達を促すことで、主体的に夢と希望を叶えられるよう支援する。					進路先や関係機関との連携 定着支援
	小学部	中学部	高等部			
	様々な学習活動(絹文化の学習を含む)を通して、基本的な生活習慣や最後までやり遂げる力、自分で物事に取り組もうとする意欲を育み、児童同士の関わりの中で人間関係を広げていく。	様々な学習活動(絹文化の学習を含む)を通して、目標に向かって粘り強く、意欲的に取り組む姿勢や体力を育み、役割を果たし、友達と協力してやり遂げる経験を積んでいく。	様々な学習活動(絹文化の学習を含む)を通して、自己理解・他者理解を進め、目標をもって取り組んだり、自ら考え選択したりしていくことで、社会的自立を目指す。			
キャリア・パスポート						
小学部から高等部を通じて、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価し、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげていく。						

各教科等	各教科、各教科等を含ませた指導	道徳	特別活動(要)	自立活動	総合的な学習の時間 総合的な探究の時間
	・自己の能力、適性について理解や関心を深める。 ・将来の社会生活に必要な情報やスキルを獲得し、自身の進路決定に役立てる。 ・教科横断的な視点からキャリア教育を考える。	・望ましい職業観を養い、勤労の貴さを知るとともに、充実した生き方を追求する。 ・道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を養う。	・学級活動や生徒会・委員会活動を通して主体的・意欲的に活動する。 ・各学部卒業後を見通した進路学習を計画し、キャリア発達を促すことで、適切な進路選択をする。	・自己の健康と能力を理解する。 ・他者との関わりを通してコミュニケーション能力を養う。 ・状況に応じて適切に対応する。適切に支援を求める。	・自己の生き方を追求する学習を通して、自己の生き方、在り方を考え、課題を見つけ解決する主体的、創造的な態度育てる。

	小学部	中学部	高等部	キーワード
	○挨拶や返事をする。 ○友達と一緒に学習や活動に取り組む。 ○いろいろな教師の援助を受けて活動する。 ○自分なりの方法で、自分の思いを周りに伝えようとする。 ○環境に慣れる。	○挨拶や返事を自分からする。 ○友達と協力して学習や活動に取り組む。 ○教師の話聞き活動する。 ○自分の思いを言葉で伝える。 ○場に応じたやりとりをする。	○場に応じた挨拶や返事を自分からする。 ○友達と協力して学習や活動に進んで取り組む。 ○教師や友達の話聞き受け入れる。 ○自分なりの考えをまとめて相手に伝える。 ○相手に応じた言葉遣いや場に応じたやりとりをする。	
基礎的・汎用的能力	○自分の好きなところを見付ける。 ○自分と他者を区別する。 ○基本的な身辺処理の技能を身に付ける。 ○苦手なことを意思表示する。	○自分のよいところを見付け自信をもつ。 ○友達のよいところを見付け認める。 ○身辺処理の技能を身に付ける。 ○苦手な場面でも落ち着いて取り組む。	○自分が得意なことや適性を見極める。 ○他者の立場を理解し、適切に振る舞う。 ○身辺処理の技能を高める。 ○苦手なことを相手に伝える。	自己理解(得意) 他者理解 自己管理 自己理解(苦手)
	○困っていることを態度で示す。 ○分かったことを相手に伝える。 ○自分の好きなことを選ぶ。 ○取り組んだ学習や活動の振り返りを行う。	○教師に分からないことを聞く。 ○作業完了の報告をする。 ○自分の興味・関心に基づいて選択する。 ○取り組んだ学習や活動の振り返りを生かす。	○分からないことを認識し、周囲の人に分からないことを質問する。 ○必要事項を正確に報告する。 ○場面にに応じて選択したり、自分の選択に責任をもったりする。 ○活動の振り返りを生かし、課題を克服しようと努力する。	課題対応 報告 自己選択 振り返り
キャリアプランニング能力	○家の手伝いや割り当てられた仕事、役割に取り組む。 ○学習活動に意欲的に取り組む。 ○自分の仕事をやり通そうとする。 ○やりたいことを何らかの手段で伝える。	○果たすべき、仕事内容や役割を覚え、見直しをもつ。 ○作業学習や係活動などに、やりがいをもって取り組む。 ○自分の仕事を一定時間集中して行い、最後までやり通そうとする。 ○高等部でやりたいこと、頑張りたいことを考える。	○仕事の目的を理解し、積極的に仕事に取り組む。 ○作業学習や係活動などに、やりがいや責任感をもって取り組む。 ○自分の仕事を一定時間集中して行い最後までやり通す。 ○卒業後の希望の進路を見つける。	役割の理解 学ぶ・働くことの意義 課題遂行 夢や希望将来設計

(3) 進路関係行事

対象学部	時期	行事	内容
全学部	6月頃	PTA 進路研修会	進路に関する研修を、講師を招いて行います。
	7月頃	ネットワーク支援会	福祉などの関係機関とのネットワークづくりを行います。
	8月頃	PTA 施設見学会	福祉事業所を見学します。
中学部	6月頃 11月頃	就業体験（校内実習）	働くための力を身に付けます。実習後に販売学習も行います。
	9月～ 3月頃	高等部見学・体験	高等部の生徒の様子を見学したり、授業に参加したりして、高等部の生活について考えるきっかけにします。
高等部1年生	6月 9月 1月	就業体験（校内実習）	校内で、受注作業や清掃などを行い、働くために必要な力を身に付けます。
	9月頃	職場見学	一般企業又は、福祉事業所を見学し、進路について考えるきっかけにします。
	11月頃	高等部1年生 進路ガイダンス	進路関係の情報提供を行います。
	1月頃	職場体験	一般企業又は福祉事業所で仕事を体験し、2年次の現場実習につなげます。
高等部2年生	6月 9月 1月	就業体験（現場実習）	福祉事業所や一般企業で実習を行い、自分の適性を探ります。
高等部3年生	6月 9月	就業体験（現場実習）	福祉事業者や一般企業で実習を行い、進路先を決めていきます。
	8月頃	求職登録	一般就労希望者は、ハローワークに求人の登録を行います。
		雇用上の重度判定	一般就労希望者が対象で、重度と判定されると就労側にも雇用側にもメリットがあります。
	9月～ 11月頃	利用申込	福祉事業所を利用希望の生徒は、利用申込書に第3希望まで記入して役場に提出します。
2月頃	移行支援連絡会	卒業後に進む福祉事業所や企業、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、学校などの関係機関が集まって、就労に当たっての手続きや困ったときの相談先の確認などを行います。	

高等部3年生で行う進路関係の手続き

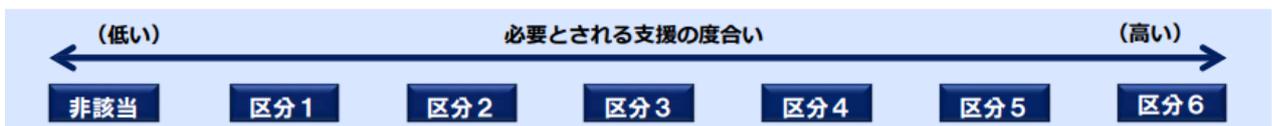
○障害福祉サービス事業所の利用申込

生活介護や就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援など、各種障害福祉サービス事業所の利用を希望する人は、例年9月～11月頃までの期間に、お住まいの市町村の福祉課に、「利用申込書」を提出します。実習や見学をしたことのある事業所を第3希望まで記入することができます。見学のみでも記入は可能ですが、実習を行ったうえでの利用申込をお勧めします。実習を通して事前に定員の空き状況等を確認し、利用可能の見通しが立った事業所を記入するよう進めます。例年、12月下旬～1月上旬に利用事業所が決まります。



○障害支援区分の判定

生活介護や入所施設、その他介護を伴う障害福祉サービスを利用する際には、障害支援区分の認定が必要になります。障害支援区分とは、必要な支援の度合いを表すもので、6段階の区分があります。区分6のように数字が大きい方が必要とされる支援の度合いが高いことを表します。（下図：厚生労働省HPから）



サービスによって必要な区分が違います。例えば生活介護を利用する場合は区分3以上が必要です。18歳の年に役場が区分判定のための聞き取りを行います。その際、できることと、できないことを具体的に答えないと、実態と異なる区分になり、希望する福祉サービスが受けられなくなってしまう可能性があります。例えば食事を一人で食べられるかという質問では、単に「できる」と答えるのではなく、「食事のための買い物や調理は難しい」「一人で食べられるがスプーンを使っている」等と具体的に答えることで、「支援が不要」から「部分的な支援が必要」となります。インターネットで「障害支援区分シミュレーション」と検索すると、聞き取りのシミュレーションがネット上で行えますので、お試しください。

○求職登録と重度判定

特例子会社を含む一般企業や、雇用契約を結ぶ就労継続支援 A 型事業所を希望する人は、求職登録と重度判定を行います。求職登録はハローワーク群馬富岡（公共職業安定所）、重度判定は群馬障害者職業センターで行います。事前に手続きを進め、夏休み中に学校またはセンターにて、担当の方と面談等を行います。

ハローワークに求職登録することで、求人票に応募することができるようになります。本校では、一般に公開されている求人に応募するのではなく、実習をしてよい評価をいただいた会社から、学校指定の非公開の求人を出していただき（一部例外あり）、そちらに応募することになります。

重度判定は、職業上の重度かどうかを判定します。療育手帳の判定における『重度』とは異なります。作業能力や社会生活能力などが判定されます。この判定で重度と判定された方を雇用すると制度上、事業主側にメリット（障害者雇用が二人分のカウントになる）があるので、雇用へのハードルが低くなり、結果的に就労の可能性が高まります。重度と判定されることで不利益なことは決してありませんのでご安心ください。



○移行支援連絡会

卒業を控えた高等部 3 年生は全員、2 月頃に、移行支援連絡会を行います。学校卒業後は、支援の主体が学校からそれぞれの支援機関へと移るため、スムーズに支援が移行できるようにすることを目的に、本人、保護者、学校、進路先、相談支援事業所、行政機関などで情報交換を行います。施設利用開始日や入社日、契約日、通所方法、保険、給与振り込みなどについて確認し、関係者間での卒業後支援のネットワークを作ります。また、生徒や保護者は、卒業後に相談したい場合には相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター、居住地の市町村の福祉課などに相談すればよいことが確認できます。



2 高等部の進路指導

(1) 進路決定までの流れ



○教師のアセスメント

日々の学習の様子などから、担任は本人の興味・関心や適性を把握します。就業体験（校内実習や現場実習）では、本人の働く様子から得意なことや苦手なことを見取ります。就業体験後には、進路指導主事と面談をする機会があり、本人の希望を確認します。

○保護者との相談

連絡ノートや個人面談で進路について相談させていただきます。学校からも候補を用意しますが、ご家庭でも情報収集をしていただき、遠慮なく提案してください。本人、保護者、学校とて話し合って、一番よい実習先や進路先を選んでいきます。

進路先は最終的には、本人が決める、本人が意志を示すことが重要になってきます。これまでの傾向として、自分で選んだ進路先でないと、定着しないことが多いといえます。

○就業体験（現場実習）

話し合って決めた実習先で実習を重ねます。福祉事業所の場合は、できるだけたくさんの事業所で実習をして、一番合うところを探します。一般企業の場合は、ここで働きたいと思うところが見付かったら、そこで何度か実習を重ねて採用の可能性を探ります。

(2) 就業体験（校内実習）

○校内実習のねらい

実習を通し、作業の基礎的な知識、技能及び態度を身に付けるとともに、「就労生活」を見据えた上での課題を明確にして今後の学校生活に生かします。

○対象

高等部1年生と現場実習期間中ではない2、3年生

○期間

2週間（10日間）を、年3回

○内容

- ・実習室班：企業からの受注作業、PC入力など
- ・作業室班：ボールペン組立や部品の袋詰め、清掃、運動など

(3) 就業体験（現場実習）

○現場実習のねらい

学校や家庭で身に付けた働く力を、実社会の中で試し、卒業後の職業生活への適性や課題を知り、進路決定の一助とします。

○対象

高等部2、3年生

○期間

2週間（10日間）又は1週間（5日間）を、2年生は年3回、3年生は年2回程度

○現場実習に当たって保護者にお願いしたいこと

- ・保険の加入（通勤中や実習中の怪我や、実習先のものを壊してしまった場合の補償）
- ・事業所での事前打ち合わせに参加
- ・現場実習参加願いや通勤届などの書類の記入や提出、公共交通機関の領収書の提出
- ・通勤方法の確認と、放課後等デイサービスや通学バスへの連絡
- ・通勤時間の厳守や通勤時の安全管理（自転車保険加入、ヘルメット着用）
- ・身支度（身だしなみや忘れ物のチェックなど）
- ・本人の健康管理（早寝早起き、弁当準備など）
- ・実習日誌の確認とコメントの記入
- ・事業所でのまとめの会に参加

(4) 就労選択支援

卒業後すぐに就労継続支援B型利用の可能性のある生徒は、令和8年度から、就労選択支援を利用することになる予定です。進め方については、市町村と調整中です。

《就労選択支援の概要》

令和7年10月より、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（自分自身の特性や能力「働く力」を正しく理解し、適切な「働く場」を選択するために、就労面や生活面の情報を把握・分析する評価プロセス）の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たな障害福祉サービス「就労選択支援」が創設されました。

本校の周辺自治体にも、就労選択支援事業所が開所される予定です。

卒業後すぐに就労継続支援B型事業所を利用するにあたっては、在学中に就労選択支援を利用してアセスメントを受けることが必須条件となります。

就労選択支援は、「障害者」の福祉サービスであるため、「障害児（18歳未満）」にあたる生徒は、児童相談所の意見書が必要となり、本人・保護者の同意が必要となります。

また、就労選択支援を利用するためには、受給者証の取得が必要となります。多くのケースでは利用者負担は無料ですが、現在利用中の福祉サービスがある家庭は、その種類によっては利用者負担が発生するケースもあります。

《就労選択支援の利用までの手順》

- ① 保護者が同意書を作成（本人と保護者の同意を得て、アセスメント希望者名簿を作成し、県教育委員会から各市町村を経由して児相に意見書の作成を依頼します。）

学校が県にアセスメント希望者名簿と同意書を送付

- ② 県から各市町村へアセスメント希望者名簿と同意書を送付
- ③ 各市町村は、該当地域の児童相談所に意見書の作成を依頼
- ④ 各市町村は、児童相談所の意見書を受けて、学校へ通知を行う
- ⑤ 保護者は、就労選択支援の利用を市町村の福祉課に申請
- ⑥ 保護者は、相談支援事業所にサービス利用計画の作成を依頼

相談支援事業所が利用計画を市町村に提出

- ⑦ 保護者及び本人は、市町村と調整のうえ認定調査を受ける
- ⑧ 市町村が就労選択支援事業利用について支給決定、受給者証の交付
- ⑨ アセスメント希望者の選択支援事業所の利用が可能に

※ 大まかな流れは上記のようになりますが、他にも事業所の見学や書類の確認など、保護者の方の参加をお願いする場合があります。

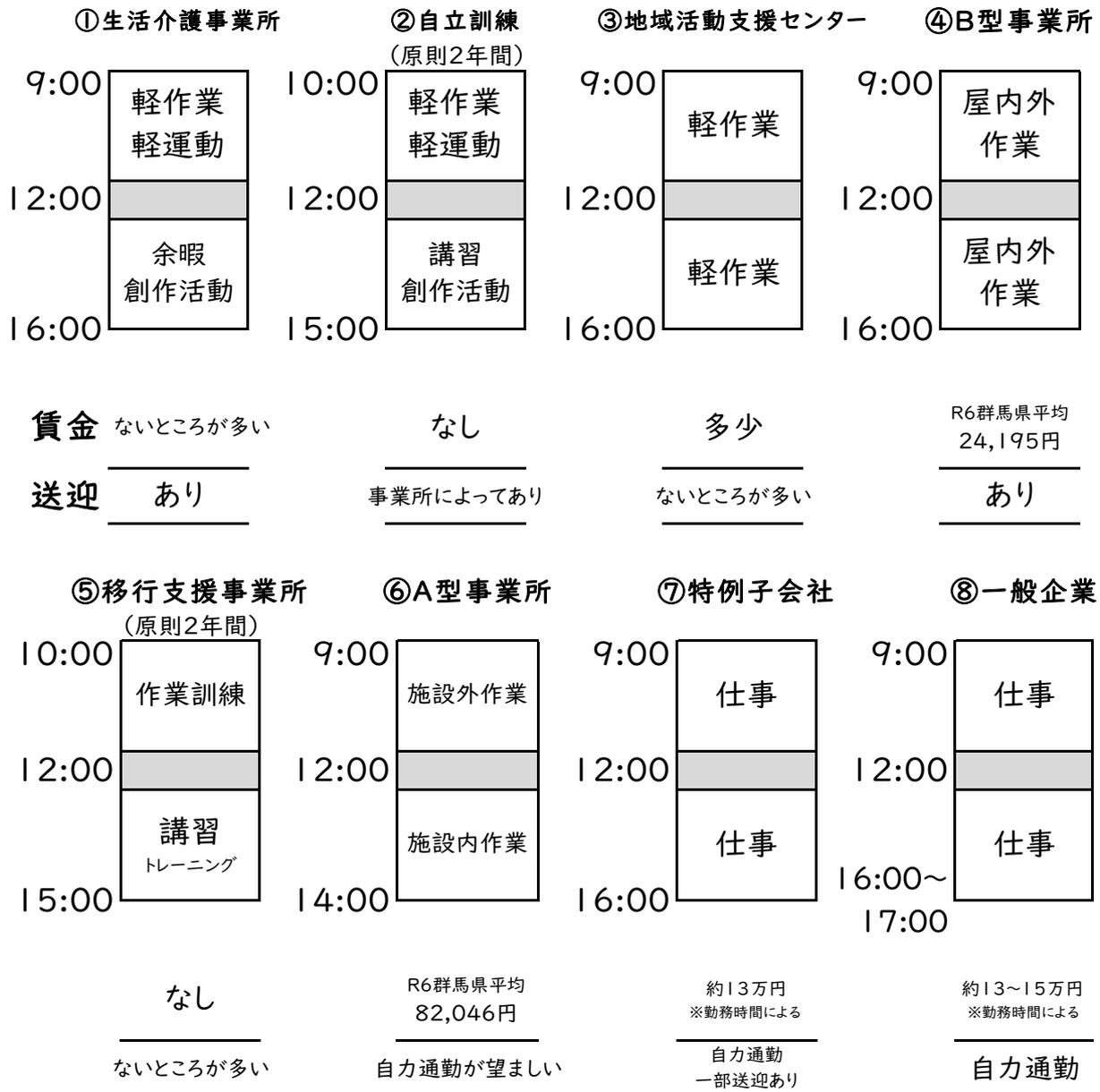
《就労選択支援の利用場所や日程》

本校の生徒が就労選択支援を受けるときの、実施場所や日程などについては、関係機関と調整し、市町村または学校からご連絡いたします。

生徒が就労選択支援事業所に通所する場合と、就業体験中や授業中に就労選択支援事業所が出向いて支援を行う場合があります。また、生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、就業体験期間以外に、通常授業日のほか、長期休業期間中に通所する可能性もあります。

3. 卒業後の進路先

高等部卒業後の進路としては、下の図の①～⑦が考えられます。詳細は次ページ以降をご覧ください。活動内容は一例です。



(1) 福祉サービス事業所



← 「県内福祉事業所一覧」(群馬県 Web ページ)

次ページからは、本校が利用する可能性のある事業所を載せてあります。活動内容は一例ですので、詳しくはお尋ねください。高等部2階の集会室前の福祉情報コーナーにはパンフレットもあります。

① 生活介護事業所

- ・ 食事、排泄、入浴などの介護を行うとともに創作的活動や生産活動を提供します。
- ・ 作業実績に応じて多少の工賃が支給される事業所もあります。
- ・ 多くの事業所が自宅までの送迎を行っています。
- ・ 卒業後に生活介護事業所の利用を希望する場合には、18歳になったところで「障害支援区分」3以上の判定が必要になります。

事業所名	住所	活動内容(例)	障害種
多機能型通所支援事業所まゆ	富岡市一ノ宮 536	入浴、余暇活動	重心
多機能型通所支援事業所フォーシーズン	甘楽町天引 193-2	入浴、余暇活動	重心
障害者支援施設みらい	富岡市上小林 47	入浴、余暇活動	身体
多機能事業所アトムフリート	富岡市妙義町下高田 115-1	軽作業、余暇活動	知的
富岡甘楽自立生活サポートセンター・ムゲン	富岡市後賀 710	軽作業、余暇活動	知的・精神
ワンセルフくろかわ	富岡市黒川 1686-1	余暇活動	知的
障害福祉サービス事業所系葉	甘楽町大字福島 289-1	軽作業、余暇活動	知的・精神
クラリスファーム	高崎市吉井町深沢 154-1	軽作業、余暇活動	全障害
せいらん	高崎市吉井町小串 338	軽作業、余暇活動	知的・精神
高崎市吉井障害者自立支援センターこはぎ	高崎市吉井町吉井 486-1	軽作業、余暇活動	全障害
エルピスあけぼの	安中市原市 1544-11	軽作業	知的
生活介護事業所ぱわふる安中	安中市板鼻 2-4-25	運動、創作活動	全障害



② 自立訓練（生活訓練・機能訓練）

- ・ 自立した日常生活や社会参加ができるように、生活の質を高めるための訓練を受けます。
- ・ 自立訓練には、身体機能のリハビリテーションを行う「機能訓練」と、生活能力の維持・向上（毎日通うことなど）を目指す「生活訓練」があります。
- ・ 利用期限は2年間（条件を満たした場合、1年延長可）です。訓練のため、工賃は出ません。

事業所名	住所	活動内容(例)	障害種
リンクカラフル富岡	富岡市富岡 1186-1	生活訓練	全障害
ウェルビーチャレンジ高崎センター	高崎市旭町 46-2 高砂ビル高崎西口 4階	生活訓練	全障害

③ 地域活動支援センター

- ・生産活動や創作的活動を提供したり、地域との交流などを行ったりします。
- ・作業実績に応じて工賃が支給されるところもあります。送迎を行っていないことが多いです。
- ・基本的にはその市町村在住者が利用対象となります。

事業所名	住所	活動内容(例)	障害種
つくし学園	富岡市富岡 378	受注作業	知的
地域活動支援センターみのり	富岡市神農原 559-1	受注作業	精神
甘楽町地域活動支援センター あゆみ	甘楽町大字小幡 699	受注作業	知的
下仁田町福祉作業所	下仁田町下仁田 682	受注作業	知的

④ 就労継続支援B型事業所

- ・一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び技能の向上のための訓練を行います。
- ・雇用契約は結ばず、作業実績に応じて工賃が支給されます。
- ・多くの事業所が送迎を行っています。
- ・なお、卒業後すぐにB型事業所の利用を希望する場合には、就労移行支援事業所での実習や就労選択支援での就労アセスメントが必要になります。

事業所名	住所	活動内容(例)	障害種
るふと	富岡市富岡 1077-2	清掃、受注作業	知的・精神
つばさ富岡	富岡市一ノ宮 229-1	受注作業	全障害
多機能型支援事業所 Self-A ひまわり富岡	富岡市黒川 717-1	受注作業、園芸	全障害
つむぎ	富岡市七日市 195-3	受注作業、制作	全障害
多機能事業所アトムフリート	富岡市妙義町下高田 115-1	受注作業	全障害
就労支援事業所アトムフリートII	富岡市妙義町下高田 1132-1	受注作業、革製品	全障害
水土舎	富岡市後賀 723	養鶏、食品加工	知的
プレパレ	甘楽町大字善慶寺 1415-4	食品加工	知的・精神
ピースフル群馬	下仁田町下仁田 422-2	食品加工	全障害
ジョブカラフル松井田	安中市松井田町新堀 118-1	農業	知的
クラリスファーム	高崎市吉井町深沢 154-1	農業、受注作業	全障害
せいらん	高崎市吉井町小串 338	受注作業※立ち仕事	知的・精神
高崎市吉井障害者自立支援センターこはぎ	高崎市吉井町吉井 486-1	受注作業、園芸	全障害
COCORO	安中市野殿 2108-3	受注作業	全障害
ライラック	安中市板鼻 599-2	農作業、菓子製造	全障害
ウーリー藤岡	藤岡市藤岡 144-1	自社製品の製作	全障害

⑤ 就労移行支援事業所

- ・一般企業などへの就労を希望する人に就労に必要な知識及び技能の向上のための訓練を行います。訓練のため、工賃は出ません。
- ・利用期限は2年間（条件を満たした場合、1年延長可）です。随時実習などで力をつけ、一般就労を目指します。
- ・一般就労に結び付かなかった場合には、就労継続支援の事業所などの利用を検討します。
- ・拠点（停留所）送迎のある事業所や、公共交通機関の通勤費補助がある事業所もあります。

事業所名	住所	活動内容（例）	障害種
リンクカラフル富岡※送迎あり	富岡市富岡 1186-1	受注作業、講習	全障害
水土舎 ※送迎あり	富岡市後賀 723	養鶏、食品加工	知的
ディーキャリア高崎オフィス	高崎市八島町 104 高崎セントラルビル 3階B	講習	全障害
ウェルビー高崎駅前第2センター	高崎市八島町 58-1 ウエスト・ワンビル 8階	講習	全障害
リベルタ高崎	高崎市江木町 313-20	受注作業、講習	知的・精神

⑥ 就労継続支援A型事業所

- ・一般企業などでの就労が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び技能の向上のための訓練を行います。
- ・雇用契約を結ぶので最低賃金（令和8年3月現在：1,063円）が保証されます。
- ・就業時間は一般就労に比べて、短いことが多いです。
- ・施設外（工場やホテル、畑など）に行き、そこで仕事を行うことがあります。
- ・自力通勤とする事業所が多いです。

事業所名	住所	活動内容（例）	障害種
つばさ富岡	富岡市一ノ宮 229-1	受注作業	知的・精神・身体
多機能型支援事業所 Self-A ひまわり富岡	富岡市黒川 717-1	受注作業、施設外 で工場作業や農業	知的・精神・身体
エスペランサ	安中市原市 2600-2	受注作業、施設外 でリネンや清掃	知的・精神・身体

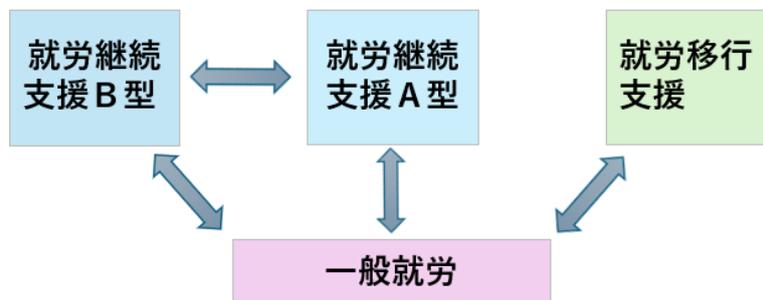
○施設入所支援

- ・施設に入所して夜間や休日の入浴、排泄、食事などの介護を受けることができます。
- ・平日の日中は、併設する生活介護にて入浴、排泄、食事などの介護を受けたり、創造的活動や生産活動を行ったりします。
- ・現在の施設も待機者が多く、申込みをしてから何年も待つことがあります。

事業所名	住所	電話番号	障害種
みらい	富岡市上小林 47	0274-60-2600	身体・知的
妙義もみじ学園	富岡市妙義町菅原 2234	0274-73-3046	知的
友貴園	高崎市乗附町 2650	027-323-0153	知的
薫英荘	北群馬郡吉岡町上野田 3471	0279-54-6543	知的

(2) 一般企業

- ・障害者雇用での採用となります。そのため、就職後も障害者就業・生活支援センターから支援が受けられたり、必要に応じてジョブコーチ支援を受けることができたりします。企業側にもメリット（法定雇用率の達成や各種助成金など）があり、結果的に雇用につながります。
- ・正社員での採用は少なく、時給計算のパートタイムの雇用が多いのが現状です。パートタイムでも社会保険（健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金保険）は希望に応じて付けてもらうようにします。ただし、勤務時間が短い場合は付けられないものもあります。
- ・一部の特例子会社は送迎区間があることがありますが、一般企業は自力通勤になります。自転車や電車などの公共交通機関が利用できること強みになります。
- ・卒業後すぐに一般就労する生徒もいますが、移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所で力を付けてから一般就労に挑戦する生徒も多くいます。できたという経験を積み重ねて、自信や働く力を十分付けてから一般就労に挑戦することで、その後の定着にもつながります。
- ・一般就労で働く中で、様々な理由でつまづき、継続が困難になった場合、一度辞めて福祉サービス事業所で力を付け、再度一般就労に挑戦することも可能です。



⑦特例子会社

- ・障害者の雇用の促進及び法定雇用率の安定を図るため、事業主が障害者の雇用に配慮した子会社です。
- ・一般の企業よりも受けられる支援は多いですが、採用基準が一般の企業よりも低いということはなく、求められることは同水準です。

事業所名	住所	仕事内容
パーソルダイバース株式会社 とみおか繭工房 妙義	富岡市妙義町中里 818	農業、養蚕、クラフト
パーソルダイバース株式会社 とみおか繭工房 富岡倉庫	富岡市富岡 1450-1	クラフト、接客
パーソルダイバース株式会社 まえばし彩工房	前橋市表町 2 丁目 2-6 前橋ファーストビルディング 5 階	ハーバリウム制作、農業
株式会社ヨコオみらいサポート	富岡市神農原 1112	清掃 組み立て
株式会社セントラルリリーフ	前橋市古市町 210-3	印刷、PC
ウエルシアオアシス株式会社	高崎市上佐野町粕沢 907-1	巡回清掃、店舗業務
株式会社環境福祉サービス	高崎市倉賀野町 3250-7	リサイクル

⑧一般企業

- ・製造業（金属加工、プラスチック加工、食品加工など）、小売業（スーパー、薬局など）、サービス業（介護、清掃など）、農業、運輸業、官公庁などがあります。
- ・富岡甘楽地域は、製造業が多い特徴があります。
- ・自ら申し出ることによって「合理的配慮」（2024年4月から一般企業も義務化）の提供を受けることができますが、過重な負担は求める事ができないので、基本的には、指示を理解し一人で作業を遂行する力が求められます。

過去の本校の就職先の一例		
株式会社アーク	パーソルダイバース株式会社 繭工房 妙義、富岡倉庫	パーソルダイバース株式会社 まえばし彩工房
群栄樹脂	株式会社ソレイユ	一峰こども園
株式会社フレッセイ	日清医療食品株式会社	NSSカンラ株式会社
富岡市役所 ※	下仁田町役場 ※	甘楽町役場 ※

※官公庁は会計年度任用職員での採用となります。1年ごとに契約の更新があり、3年ごとに再度選考を受ける必要があります。

(3) 進学

○特別支援学校専攻科

- ・期間は2年で、学校生活の中で自立や就労に向けた取り組みがなされています。
- ・寮もあり、寮から通う生徒もいます。

校名	住所	電話番号
支援学校若葉高等学園	前橋市苗ヶ島町 2258-4	027-283-1011

○産業技術専門学校

- ・訓練校なので、特別支援学校卒業生も受験できます（※特別支援学校の高等部は単位制ではないので、高等学校卒業資格は得られません）。
- ・溶接、機械技術、自動車整備など学科別に1～2年間学びます。
- ・受験科目は国語、数学、面接です。

校名	住所	電話番号
群馬県立高崎産業技術専門学校	高崎市山名町 1268	027-320-2221
群馬県立前橋産業技術専門学校	前橋市石関町 124-1	027-230-2211

4 その他

(1) 卒業後の支援（関係機関含む）

高等部卒業後も必要に応じて関係機関から支援を受けることができます。主な機関と支援内容は下記のとおりです。

○富岡特別支援学校

- ・卒業後3年間の卒業支援があります。卒業した次年度の7～8月頃に、学校から電話をさせていただきますので、様子をお聞かせください。
- ・必要に応じて進路先にも様子を見に行きます。進路先や関係機関からの相談を受けて、訪問することもあります。

○相談支援事業所

- ・福祉事業所を利用して困ったことがあった際に相談できます。
- ・モニタリングで事業所に定期訪問したり、サービス担当者会議が行われたりするので、その際に困ったことを相談することができます。電話でも相談できます。

事業所名	住所	電話番号	障害種
相談支援事業所みのり	富岡市神農原 559-1	0274-89-2014	全障害
相談支援事業所アトム	富岡市妙義町下高田 115-1	0274-73-3852	知的
富岡甘楽相談支援センター もんじゅ	富岡市後賀 710	0274-64-1254	全障害
相談支援事業所 糸ぐるま	富岡市一ノ宮 536-3	0274-67-7887	全障害
相談支援事業所わんせるふ	富岡市七日市 274-1	0274-67-7554	全障害
フレンドシップ	安中市原市 1544-11	027-385-6681	全障害
ヌア・リーベ相談支援事業所	安中市中宿 913-1	027-380-5385	全障害
相談支援事業所マリア	安中市大竹 1442-1	027-381-8064	全障害
相談支援事業所くらしす	高崎市吉井町深沢 132-1	027-329-6623	全障害

○障害者就業・生活支援センター

- ・企業で働いていて困ったことがあった際に相談できます。
- ・職場への定期訪問のときに相談したり、電話で相談したりすることができます。
- ・余暇活動の場の提供も行っています。
- ・必要に応じてハローワークや障害者職業センターのジョブコーチにつなげてくれます。



事業所名	住所	電話番号	担当地域
トータス	藤岡市下栗須 974-10	0274-25-8335	藤岡市・富岡市・ 多野郡・甘楽郡
エブリィ	高崎市末広町 115-1 高崎市総合福祉センター1階	027-361-8666	高崎市・安中市

○公共職業安定所（ハローワーク）

- ・一般企業への就労を希望する際に、求人票を確認したり、紹介状を受け取ったりします。

事業所名	住所	電話番号
群馬富岡公共職業安定所	富岡市富岡 1414-14	0274-62-8609
高崎公共職業安定所 安中出張所	安中市安中 1丁目 1-26	027-382-8609

○障害者職業センター

- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携をとって、就職を目指す障害のある方を支援します。
- ・職業訓練の支援や職場適応援助者（ジョブコーチ）支援を受けることができます。

事業所名	住所	電話番号
群馬障害者職業センター	前橋市天川大島町 130-1	027-290-2540

○市町村役場の福祉課

- ・利用したい福祉サービスがあるときや、どのような福祉サービスがあるか知りたいときに相談できます。
- ・福祉サービスを利用する際に、受給者証を発行します。
- ・20歳の療育手帳の更新の際に、心身障害者福祉センターへの予約を担当します。

事業所名	住所	電話番号
富岡市役所 福祉課 障害福祉係	富岡市富岡 1460-1	0274-62-1511 (代表)
甘楽町役場 福祉課 福祉係 にこにこ甘楽	甘楽郡甘楽町白倉 1395-1	0274-67-7655
下仁田町役場 福祉課 福祉係	甘楽郡下仁田町下仁田 682	0274-64-8803
南牧村役場 保健福祉課 福祉係	甘楽郡南牧村大日向 1098	0274- 87-2011
高崎市役所吉井支所 市民福祉課	高崎市吉井町吉井川 371	027-387-3133
安中市役所 福祉課 障害福祉係	安中市安中 1-23-13	027-382-1111
安中市役所松井田支所 住民福祉課	安中市松井田町新堀 245	027-393-1111

○医療機関

- ・医学的な視点から、困っていることについてアドバイスをもらうことができます。
- ・20歳の障害基礎年金の申請をする際に、かかりつけの精神科医がいて、本人のことをよく知っているので診断書を書いてもらいやすいです。

事業所名	住所	電話番号
西毛病院	富岡市神農原 559-1	0274-62-3156
香内医院	富岡市七日市 555-1	0274-62-3210
桐の木クリニック	安中市宿桐ノ木 2172-4	027-382-6611
国立のぞみの園診療所	高崎市寺尾町 2120-2	027-320-1327
群馬病院	高崎市稲荷台町 136	027-373-2251

(2) 障害福祉サービス

- ・障害福祉サービスには、18歳以下の「障害児」が利用できるものと、18歳以上の「障害者」が利用できるものがあります。
- ・障害福祉サービス利用に当たっては、
 - ①市町村役場の福祉課や相談支援事業所に利用の希望を伝えます。
 - ②相談支援事業所に「サービス利用計画」を作成してもらいます。聞き取り調査があります。
 - ③市町村役場から「受給者証」を受け取ります。
 - ④福祉サービス事業所と契約をしてサービスの利用開始となります。



← 「障害者 福祉制度のご案内」 →

こちらをご覧ください。



○相談支援事業所

- ・利用したい福祉サービスがある際に、聞き取り調査を受けて「サービス利用計画」を作成してもらいます。障害児は対応していない事業所もあります。
- ・福祉サービスを利用しなくても、基本相談という形で困っていることを相談することもできます。
- ・高等部卒業後に福祉サービス事業所を利用する生徒は必ず相談支援事業所を利用するので、在学中に障害児が利用できるサービスを利用したり、基本相談という形で利用したりすることで、在学中に登録することをお勧めします。
- ・相談支援事業所の一覧は、19ページをご覧ください。

○放課後等デイサービス 対象：障害児

- ・障害のある学齢期の児童生徒が学校の放課後や休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービスです。
- ・学校に迎えに来て、自宅に送迎してくれる事業所が多いです。

事業所名	住所	電話番号
カラフルかんら	甘楽町大字福島 972-20	0274-67-7766
カラフルふくしま	甘楽町大字福島 28-4	0274-67-5740
放課後等デイサービス双葉	甘楽町大字福島 289-1	0274-67-5177
くろーばーとみおか	富岡市七日市 1095-1	0274-67-7552
ワンセルフなのかいち	富岡市七日市 396-8	0274-64-9997
ワンセルフとみおか	富岡市黒川 1686-1	0274-67-7807
多機能型通所支援事業所まゆ	富岡市一ノ宮 536-3	0274-67-788
多機能型通所支援事業所フォーシーズン	甘楽町天引 193-2	0274-67-1390

○日中一時支援（心身障害児集団活動・訓練） 対象：障害児

- ・障害のある学齢期の児童生徒（小学部～高等部）を対象に学校の放課後に集団活動や社会適応訓練を行います。
- ・送迎はありません。

事業所名	住所	電話番号
ぱすてる	富岡市富岡 1439-1	0274-67-5277

○日中一時支援（日帰りショートステイ） 対象：障害児・者

- ・家族が介護ができない場合や家族の一時的な休息のために、事業所での見守りや活動の提供が受けられます。
- ・事業所によっては、土日や夕方の時間帯に利用することが可能です。

事業所名	住所	電話番号
上州水土舎	富岡市後賀 723	0274-64-1254
るふと	富岡市富岡 1077-2	0274-67-5277
薫英荘	北群馬郡吉岡町上野田 3471	0279-54-6543

○日中一時支援（登録介護者・サービスステーション） 対象：障害児

- ・介護者が、病気や事故などにより一時的に障害児・者の介護をできなくなった場合に、自宅や施設で介護を行います。
- ・事前登録制で、市町村役場で登録できます。
- ・利用料は30分約350円で、1時間から宿泊まで対応しています。送迎の場合は1km約120円かかります。

事業所名	住所	電話番号
さばうと二千	高崎市下之城町 731	027-325-0986
サービスステーションかてて	藤岡市立石 559-1	0274-24-5025

○短期入所 対象：障害児・者

- ・「ショートステイ」と呼ばれるもので、施設にて夜間も含め介護が受けられます。
- ・布団又はベッドは用意されていることが多いです。
- ・ただし、急をお願いすることはできないので、受給者証をあらかじめ作っておく必要があります。
- ・障害児を対象としていない事業所もあります。

事業所名	住所	電話番号
ライフワンホーム吉井長根	高崎市吉井町長根 1830-1	027-387-7520
薫英荘	北群馬郡吉岡町上野田 3471	0279-54-6543
イノベル上里	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町 858-4	0495-23-9120
みらい	富岡市上小林 47	0274-60-2600
妙義もみじ学園	富岡市妙義町菅原 2234	0274-73-3046
オクターヴ（光の里）	安中市原市 1544-11	027-385-6681
グループホームぱれっと	藤岡市中大塚 766-1	0274-25-8001
Design Rooms	藤岡市立石新田 190-1	0274-50-9710

○移動支援 対象：障害児・者

- ・屋外で移動に困難がある障害児・者に外出のための支援を行います。
- ・余暇（外出）や、入院の手続き、行政・金融の手続きなどの同行支援に利用できます。
- ・通学や定期的にあるものの移動には利用できません。
- ・余暇を充実させたり、経験を増やしたりするための助けになります。

事業所名	住所	電話番号
アトム	富岡市妙義町下高田 950-1	0274-73-3852
上州水土舎	富岡市後賀 723	0274-64-1254
ホームステーションゆめ	富岡市黒川 628-6	0274-63-2261
サポートひかり	安中市原市 1544-11	027-393-6656
ヘルパーステーションかてて	藤岡市立石 559-1	0274-24-5025

○居宅介護 対象：障害児・者

- ・ホームヘルプと呼ばれるもので、自宅で、入浴、排泄、食事の介護を受けることができます。
- ・障害支援区分1以上で利用できます。

○重度居宅介護 対象：障害児・者

- ・重度の障害で常に介護を必要とする方が、比較的長時間にわたり、日常生活の様々な介護を受けることができます。
- ・障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺などがある方が対象です。

事業所名	住所	電話番号
ホームステーションゆめ	富岡市黒川 628-6	0274-63-2261
ホームヘルパーステーションシルク	甘楽町大字白倉 1384-1	0274-60-4151
下仁田町社会福祉協議会	下仁田町中小坂 608	0274-82-5491
サポートひかり（光の里）	安中市原市 1544-11	027-393-6656

○共同生活援助事業所（グループホーム） 対象：障害者

- ・地域で生活する18歳以上の障害者が共同生活を送り、地域において自立生活を行えるように支援します。
- ・障害者福祉サービスのため、受給者証が必要です。
- ・利用料は施設によって異なりますが、家賃・食費・光熱費などが含まれておおよそ6万から8万円です。福祉サービスの補助により利用料が抑えられています。
- ・食事は世話人さんが朝食と夕食を作り、ダイニングで同居者と一緒に食べます。
- ・一般就労の人だけでなく、福祉的就労の人も利用しています。
- ・24時間世話人さんがいるタイプ（日中サービス支援型）、夜間のみ世話人さんがいるタイプ（介護サービス包括型）などがあります。日中サービス支援型のグループホームでは、障害支援区分が3～4以上必要な事業所が多いです。
- ・必要に応じて世話人さんが金銭管理の支援をします。病院などへの同行や訪問看護に対応しているグループホームもあります。
- ・部屋は基本的に個室で、家具などは持ち込みです。洗濯機、風呂は共同で使用し、日中サービス支援型は支援を受けながら、介護サービス包括型は各自で洗濯や入浴を行います。
- ・多くのグループホームが満室で待機者も多くいます。新規に立ち上がることも多いので開所に関する情報は進路だよりでお知らせします。
- ・18歳の誕生日を迎えれば、在学中もグループホームを体験することが可能です。
- ・男女別のグループホームもあれば、男女混合のグループホームもあります。

事業所名	住所	電話番号	種類
上州水土舎	富岡市内 9ヶ所 前橋市内 1ヶ所	0274-64-1254	介護サービス包括型
アトム	富岡市内 6ヶ所 吉井町内 1ヶ所	0274-73-3852	介護サービス包括型
グループホームぱわふる富岡 1号、2号	富岡市黒川 239	0274-67-7166	日中サービス支援型
陽かり	富岡市富岡 1789-3	0274-67-7163	介護サービス包括型
マーズ富岡	富岡市下高瀬 11-2	027-388-4386	介護サービス包括型
グループホームせいもう ※対象は精神のみ	富岡市神農原 545-1	0274-67-5703	介護サービス包括型
ライフワンホーム吉井長根	高崎市吉井町長根 1830-1	027-387-7520	日中サービス支援型
青雲寮	高崎市吉井町小串 283-1	027-387-2422	介護サービス包括型
ホームクラリス	高崎市吉井町深沢 154-1	027-395-7557	介護サービス包括型
ゆうゆうホーム（光の里）	安中市古屋 292-1	027-388-0305	日中サービス支援型
グループホームぱれっと	藤岡市中大塚 766-1	0274-25-8001	日中サービス支援型
Design Rooms（女性） GOODDAY ROOMS（男性）	藤岡市立石新田 190-1 藤岡市下栗須 98-1	0274-50-9710 0274-50-4807	介護サービス包括型

（3）各種手当、障害基礎年金

○重度心身障害者の医療費補助（福祉医療 通称 マル福）

内容：病院などで医療を受けた場合に医療保険の自己負担分を助成するもの（所得制限あり）

対象：次のいずれかに該当

療育手帳 A、身体障害者手帳 1・2級、特別児童扶養手当 1級、障害年金 1級

窓口：市町村

○特別児童扶養手当

内容：政令に定める障害の程度に該当する 20歳未満の児童を養育している保護者に対して
手当を支給するもの（所得制限あり）

対象：1級…身体障害者手帳 1・2級程度の身体障害、療育手帳の判定が A 程度の知的障害
又は精神障害者保健福祉手帳 1級程度の精神障害

2級…身体障害者手帳 3級程度の身体障害又は、日常生活が著しい制限を受ける程度
の知的障害者若しくは精神障害者

金額：1級 月額 56,800 円 2級 月額 37,830 円

窓口：市町村

○児童扶養手当

内容：ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給するもの

対象：18歳までの児童を監護している母、又は監護しかつ生計を同じくする父、若しくは父母に代わってその児童を養育している者

金額：児童一人の場合：全額支給月額 46,690 円、一部支給月額 11,010 円～46,680 円
児童二人目以降はさらに月額：上記金額に全額支給月額 11,030 円、
一部支給月額 5,520 円～11,030 円を加算

窓口：市町村

○障害児福祉手当

内容：重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的として支給するもの

対象：日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の方

金額：月額 16,100 円

窓口：市町村

○特別障害者手当

内容：日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給するもの

対象：著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方

金額：月額 29,590 円

窓口：市町村

○障害基礎年金

- ・1級、2級があり、障害の程度によっては該当しないこともあります。
- ・年金額は、1級は年間 977,125 円(月額 81,427 円)、2級は年額 781,700 円(月額 65,141 円)。偶数月に2か月分振り込まれます。
- ・障害基礎年金受給者は、申請すると国民年金の保険料が免除されます。
- ・本人の 20 歳の誕生日の前日から市町村役場に請求できます。
- ・請求には、診断書(医師が記入)と申立書(保護者又は本人が記入)が必要です。こちらの書類は、日本年金機構の Web ページからもダウンロードできます。診断書の日付は、誕生日の3か月前から受付可能です。

年金の申請が通るか、通らないかは、これらの書類が重要になります。診断書については、20歳前に急に通院してもお子さんの状況がうまく伝わらないことも多いので、早い段階からかかりつけの医師(精神科医が望ましい)がいた方がよいです。診断書には、社会生活で支援が必要な場面や家庭生活で声掛けが必要な行動など、具体的に書いてもらうことが重要です。申立書も同様です。

- ・療育手帳と障害基礎年金は別物なので、療育手帳の障害程度が軽くても、年金受給の対象となることがあります。(B2でも、診断書や申立書の内容によっては申請が通る可能性があります。)また、企業に就労=年金対象外とはなりません。
- ・障害基礎年金の2級を受給できると、例えばグループホームの平均利用料を賄うことができます。自立した生活を目指すためにも、障害基礎年金は大きな支えになります。

(4) 成年後見制度

成年後見制度は、障害などで十分な判断能力がない人を対象に、本人の権利や財産を保護することを目的とした制度です。後見人は、本人の意思や希望にそって福祉・医療サービスなどの各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理を行い、生活面や法律面で一方的に不利益が生じないように支援をします。(例：入院手続きや不利益な契約の取り消しなど)

《2つの制度》

法定後見制度・・・判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が成年後見人を選び、本人をサポートする仕組み。判断能力に応じて「後見（重度）」「保佐（中度）」「補助（軽度）」の3種類ある。

任意後見制度・・・将来に備えて、あらかじめ後見人とやってほしいことを決めておき、もしものときに本人をサポートする仕組み。
※ただし、後見人の権限に制限あり

《メリット》

- ・お金の管理や預貯金の出し入れ、電気・水道・ガスなどの契約を本人に代わって行ってもらえることができる（代理権）。
 - ・本人の利益を守るために、本人がした契約を取り消すことができる（取消権）。
- ※任意後見制度ではこの権利がない

《デメリット》

- ・一度利用を始めたら、本人が亡くなるまでほぼやめられない。
 - ・家庭裁判所が決めた後見人に不満があっても、交代させることができない。
- ※家族を後見人に指名しても認められないことがある。
- ・毎月報酬（本人の資産に応じた金額）を払い続けなくてはいけない。

後見人をきょうだいに任せるのは申し訳ないと感じる保護者の方も多いと思います。最終的には家庭裁判所が決定するのですが、後見人は司法書士などの専門家をお願いすることもできます。しかし、専門家が後見人に就任した場合は後見報酬を支払わなくてはならず、さらに、一度後見人が決定すると、基本は本人が亡くなるまで変更や取り止めることはできません。

そのため、親が元気なうちは制度を利用しなかったり、任意後見制度を利用して親が後見人となったりする方がよいかもしれません。そして、将来的に必要な際に法定後見制度を利用して、専門家に後見人になってもらうという方法もあります。後見報酬については、場合によっては補助を受けられることもあるようです。

また、今後、制度の不便な点が改善される可能性もあるようです。

成年後見人制度を利用する予定はないが、金銭管理はお願いしたい場合は、地域の社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業というものがあります。また、グループホーム利用者は、世話人さんによる金銭管理を利用することができます。



(5) その他

○「親心の記録」の紹介

「親心の記録」は、親なき後に、支援してくれる方々に本人のことを知ってもらい、残された子が適切な支援を受けながら人生を過ごせるようにと一般財団法人日本相続知財センターが作成したものです。

親にもしものことがあったときに本人の支援にあたる方々に活用してもらうために、親があらかじめ記入しておくものです。最初のページには本人の基本情報と突発的なトラブルが起きた時に相談できる人の連絡先、それ以降のページには医療情報や本人の生活スタイル、本人の好きなことなどを記入するようになっていきます。

「親心の記録」とインターネットで検索、又は、下の QR コードから Web ページを開くと、冊子のデータをダウンロードすることができます。

冊子をご希望の場合は、Web ページから申込みができます（送料が必要）。

『障がいのある子が「親なき後」も周囲のあたたかいサポートを受けながらその子らしく生きてけるように、未来への道標としてこの「親心の記録」をご活用ください。』（一般財団法人日本相続知財センター）



○「ぐんまちゃんあんしんノート」の紹介

知的障害者の方の中には、家族や周囲の支援者の支えがなければ生活が困難となる方も多く、養育する親にとっては、将来も十分な支援を継続して受けられるのかが一番の不安要因となっています。そのような「親亡き後」において支援が円滑に受けられるよう、親しか知らない情報を記録し、支援者に引き継げるようにしておく必要があります。

「あんしんノート」は、普段の生活の様子やこだわり等、必要な情報を適切に引き継ぎ、明るい未来を切り開けるよう、群馬県手をつなぐ育成会が作成したものです。

群馬県手をつなぐ育成会は、知的障害者への理解を広げ、障害者の生活の安定と福祉の向上につなげられるよう、各種の公益的事業を実施している団体です。

（群馬県 HP に掲載）

